

資料 4

二次予防施策の課題について

二次予防施策の課題

- ① 健診の検査項目等が制度間、実施主体間で異なるほか、ライフステージごとの健康課題に必ずしも対応していない。
- ② 市町村、医療保険者、事業者等の各実施主体の責任や役割分担が不明確であるとともに、各実施主体間の連携が不十分であることなどから、対象者や未受診者の把握・受診勧奨、事後指導の徹底が不十分。
- ③ 生活習慣病予防対策については40歳未満の若年期からの取組が重要であるが、40歳未満の者に対する健診及び事後指導が必ずしも十分ではない。
- ④ 精度管理が適切に行われていない。
- ⑤ 「ポピュレーションアプローチ」と「ハイリスクアプローチ」の適切な組合せなど、疾病や健康課題に対応した効果的な保健指導プログラムが開発されていない。
- ⑥ 対象者ひとり一人に対するフォローアップのための仕組みが十分に確立されていないことなどから、健康診査の結果が、受診者に対する事後指導や健康の自己管理に必ずしもつながっていない。
- ⑦ 事後指導について民間事業者を含めた様々な事業者の活力が十分活用されず、また、こうした事業者間のネットワークが形成されていない。
- ⑧ 健診の判定基準が標準化されていないとともに、健診の結果等のデータが継続されず、生涯を通じた健康づくりという観点から有効に活用されていない。
- ⑨ 健診及び事後指導の実施による効果について、健康度の改善や医療費の適正化といったアウトカム評価が行われていない。
- ⑩ 国民や実施主体にとって、健診や事後指導を受けたり、実施したりすることに対するインセンティブが働く仕組みとなっていない。